

令和2(2020)年度 栃木県育英会高校奨学生(緊急採用)募集要項

公益財団法人栃木県育英会

- 奨学金は貸与です。卒業後返還することになります。その返還金は、すべて後輩の奨学金として活用される仕組みになっています。
- 奨学金を希望する人は、出願資格、返還方法を十分理解の上、申し込んでください。

1 出願資格

- (1) 令和2(2020)年度に高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は修業年限2年以上の専修学校高等課程に在学している人(ただし、1学年に在学している人は中学校卒業後3年以内、2学年に在学している人は中学校卒業後4年以内、3学年に在学している人は中学校卒業後5年以内、4学年に在学している人は中学校卒業後6年以内であること。)
- (2) 保護者(父母)又はこれに代わる人が栃木県内に住所を有する人
- (3) 主たる家計支持者の失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等又は火災、風水害等による家計急変のため緊急に奨学金の貸与が必要な人(ただし、家計急変の事由発生が出願時において1年以内である人)
- (4) 学習活動その他の品行が正しく、健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある人
- (5) 出願時までの高等学校等の学習成績が優良な人
- (6) 家計急変後の認定所得金額(※)が、別表第3の収入基準額以下である人

(※) 認定所得金額とは

父母又はこれに代わって家計を支えている人の所得金額(給与所得の場合は別表第1の下部〰以下にある「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費(売上原価、営業経費)を差し引いた金額)から別表第2の特別控除額を差し引いた金額

- (7) 現に本会の奨学生でない人及び本会以外の機関(市町村、民間団体等)の奨学金等の貸与を受けない人。ただし、交通遺児育英会奨学金及びあしなが育英会奨学金に限っては、重複して貸与を受けることが可能です。

2 貸与額及び貸与期間

貸与月額	国・公立 18,000円、私立 30,000円
貸与期間	家計急変の事由が発生した月以降で本人が希望する月から正規の最短修業年限終了時まで。ただし、事由発生が令和2(2020)年3月以前の場合の貸与の始期は、令和2(2020)年4月を限度として遡ることができます。

注) 足利銀行の本人名義の口座に振り込みます。

3 返 還

- (1) 返還期間 卒業後6か月の据置期間後、貸与した期間の2倍の期間内
 - (2) 返還方法 年賦又は半年賦による均等払(足利銀行口座から自動振替)
- 注) 奨学金は無利子ですが、返還が遅滞した場合は、延滞金(年3%)がかかります。
また、卒業後、大学等に進学した場合は、申請によりその在学期間中返還が猶予されます。

4 提出書類(各1部)

- (1) 奨学生願書(本会指定の様式によるもの)
- (2) 奨学生推薦調書(本会指定の様式によるもの)
- (3) 収入状況報告書(本会指定の様式によるもの)
- (4) 家計急変の事実を証明する書類(例: 離職票、医師の診断書、罹災証明書等)
- (5) 所得証明書又は課税証明書の原本(市町村長が発行の証明書・令和元(2019)年中の所得)

注) 所得証明書(又は課税証明書)は、次の例にしたがって証明を受けてください。

- ア 両親がいる世帯の場合 → 父と母2人の所得
- イ 父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合 → その人の所得
- ウ 母子又は父子世帯の場合 → 母又は父の所得

5 書類の提出先

奨学金に関する手続はすべて学校を通じて行います。記入漏れ、添付書類の不備などがないように、よく確かめてから学校に提出してください。

不明な点がありましたら、学校の先生又は栃木県育英会事務局までお問合せください。

6 選考及び採用の決定等

- (1) 出願後、選考結果を在在學校を通して通知します。
- (2) 内定者は、必要な手続きを行い、理事長が採用を決定します（採用の決定に際し、連帯保証人2名（うち1名は父母又は後見人、他の1名は別世帯の人）が必要です。）。
- (3) 出願から採用決定となり奨学金が振り込まれるまでには、2～3週間程度かかります。
- (4) 予算の運用上、翌年度の採用になる場合があります。

7 その他

採用決定後の貸与は、足利銀行の本人名義の口座に3ヶ月分をまとめて年4回振り込みます。ただし、初回のみ事由発生月の以降で申込者の希望する月からの分を振り込みます（事由発生月の令和2(2020)年3月以前の場合の貸与の始期は、令和2(2020)年4月を限度として遡ることができます。）。

振込日	第1回	4～6月分	5月下旬	第3回	10～12月分	10月下旬
	第2回	7～9月分	7月下旬	第4回	1～3月分	1月下旬

公益財団法人栃木県育英会事務局
 〒320-8501
 宇都宮市埴田1-1-20（栃木県庁舎西別館3階）
 ☎028-623-3459

別表第1

◎ 給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額には所得税法上の算定式（B）を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用します。

区 分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者 ①	① ≥ ②	（A）の表を適用
家計支持者 ②		（B）の表を適用

給与所得計算式（A）

給与所得計算式（B）

年間収入金額 (万円未満切捨て)	所得額 (万円未満切捨て)	年間収入金額 (万円未満切捨て)	所得額 (万円未満切捨て)
267万円以下	0円	65万円以下	0円
268万円以上400万円以下	収入金額×0.8-214万円	66万円以上163万円以下	収入金額-65万円
		164万円以上180万円以下	収入金額×0.6
401万円以上781万円以下	収入金額×0.7-174万円	181万円以上360万円以下	収入金額×0.7-18万円
		361万円以上660万円以下	収入金額×0.8-54万円
782万円以上	収入金額-408万円	661万円以上1,000万円以下	収入金額×0.9-120万円
		1,001万円以上1,500万円以下	収入金額×0.95-170万円
		1,501万円以上	収入金額-245万円

注) 給与所得以外^の所得額については、収入金額から必要経費（売上原価や営業経費等）を差し引いた金額となります（万円未満切捨て）。

特別控除額表

控除の事由		特別控除額				
① 母子・父子世帯の場合		99万円				
② 就学者のいる世帯の場合 (児童・生徒・学生1人につき控除できる。 ただし、出願者本人は含まず、⑦を適用する。)		区分		自宅通学	自宅外通学	
		小学校		31万円		
		中学校		46万円		
		高等学校		国・公立	39万円	69万円
				私立	88万円	118万円
		高等専門学校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
				4・5年次	43万円	72万円
			私立	1～3年次	88万円	118万円
				4・5年次	87万円	116万円
		大学		国・公立	74万円	121万円
				私立	133万円	180万円
		専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円
				私立	88万円	118万円
専門課程	国・公立		36万円	81万円		
	私立		102万円	147万円		
③ 障害者のいる世帯の場合		障害者1人につき		99万円		
④ 長期療養者のいる世帯の場合		療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯の場合		別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。				
⑥ 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合		日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額				
⑦ 本人を対象とする控除		高等学校	国・公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		専修学校	国・公立	39万円	69万円	
			高等課程	私立	88万円	118万円

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

2 就学者控除の特例

出願者本人を含む子ども(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、出願者本人に係る特別控除額

(⑦)に50万円を加えた額に、その超える人数を乗じた額をさらに控除できます。

(例) 本人が公立高校・自宅通学で、子ども3人の場合 → (39+50)万円 × (3人-2人) = 89万円の控除

収入基準額表

世帯人数	収入基準額(円)
1人	1,030,000
2人	1,650,000
3人	1,900,000
4人	2,060,000
5人	2,210,000
6人	2,340,000
7人	2,460,000
7人を超える場合	人数が1人増すごとに110,000円を、世帯人数7人の収入基準額(2,460,000円)に加算

注) 認定所得金額は、次により計算します。

認定所得金額 = (別表第1で求めた所得額) - (別表第2の控除額)